

訪問看護ステーション すなお 訪問看護利用料金表（介護保険）

I. 介護保険の訪問看護費 地域単価（基本単位×10、21×10%負担）

サービス内容	基本単位	1割負担金(円/回)	2割負担金(円/回)	3割負担金(円/回)	備 考
* 20分未満（訪問看護Ⅰ1） （24時間体制、20分以上/週1回）	311	318円/回	635円/回	953円/回	・20分未満の利用は、24時間体制があることと、週に1回は20分以上の定期的訪問看護が行われている場合 ※准看護師がサービスを行った場合は、×90/100で算定する。
* 30分未満（訪問看護Ⅰ2）	467	477円/回	954円/回	1430円/回	
* 30分以上60分未満（訪問看護Ⅰ3）	816	833円/回	1666円/回	2499円/回	
* 60分以上90分未満（訪問看護Ⅰ4）	1,118	1141円/回	2283円/回	3424円/回	
*理学療法士等の訪問20分（訪問看護Ⅰ5）	296	302円/回	604円/回	907円/回	
*理学療法士等の訪問40分（訪問看護Ⅰ5・2）	592	604円/回	1209円/回	1813円/回	
*理学療法士等の訪問60分（訪問看護Ⅰ5・2超）	798	815円/回	1630円/回	2444円/回	
同一建物等の利用者への減算定	基本単位の10%減				①事業所と同一の敷地内又は隣接するの建物に居住する利用者 ②上記①以外の範囲に所在する建物（有料老人ホーム等に限る）に居住する利用者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
早朝・夜間加算	基本単位の25%増				・夜間とは18時～22時 ・早朝とは6時～8時 ・深夜とは22時～6時
深夜加算	基本単位の50%増				
指定定期巡回・随時対応型訪問介護との連携による訪問看護（月1回）	2,935	2,997円	5,993円	8,981円	
* 緊急時訪問看護加算	574	586円/月	1,172円/月	1,758円/月	・特別管理加算については、「その他費用」参照
* 特別管理加算（Ⅰ） （Ⅱ）	500 250	511円/月 255円/月	1,021円/月 511円/月	1,532円/月 766円/月	
* ターミナル加算	2,000	2,042円/回	4,084円/回	6,126円/回	・計画外の緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定単位を算定。なお、特別管理加算の対象者については一月のうち2回以降には、早朝・夜間・深夜加算がつく。 * 特別管理加算・緊急時訪問看護加算・ターミナル加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となる。（詳細は下記に示す）
長時間訪問看護加算（1時間30分以上）	300	306円/回	613円/回	919円/回	
・1 特別管理加算対象者					
・2 複数名訪問加算 30分未満 30分以上	254 402	259円/回 410円/回	519円/回 821円/回	778円/回 1,231円/回	
・3 初回加算（新規利用者 月1回） または退院時共同指導加算 （1回・特別管理加算 2回）	300 600	306円/回 613円/回	613円/回 1,225円/回	919円/回 1,838円/回	
・4 看護体制強化加算	300	306円	613円	919円	

（注 1） 緊急時訪問看護加算の契約を頂く方には、専用の電話番号をお知らせします。その場合、24時間看護師への電話連絡が可能で必要時には休日や時間外でも緊急訪問をします。

II その他の費用

訪問にかかる交通費	小倉北区、小倉南区、門司区は不要 その他の地域は、ステーション規定に基づく実費相当額
-----------	---

* 通常の実施地域を越える場合の交通費

- ・ 実施地域を越えてから片道概ね5km未満・・・150円
- ・ 実施地域を越えてから片道概ね5km以上・・・250円

・ 1 特別管理加算の対象となるのは、下記の状態のかたです。

- （Ⅰ） 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態
- （Ⅱ） 在宅自己腹膜透析指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法

指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法管理・在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
人工肛門・人工膀胱を設置している状態
真皮を超える褥瘡がある状態
点滴注射を3日以上行う必要があると認められた状態

- 2 複数名訪問加算の対象となるのは、下記のかたで、ご利用者の同意を得て算定します。
 - ① 利用者の身体的理由（体重が重いなど）により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
 - ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - ③ その利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められた場合
- 3 初回加算：新規に訪問看護計画書を作成した時に算定します。
- 4 退院時共同指導加算：病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院または対処するにあたって、訪問看護師が施設に出向き、医師・看護師等と共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合に、月1回（特別管理加算の利用者は2回まで）算定します。

• エンゼルケア（死後の処置） 15,000円